

ご存じでしょうか？
口腔リハビリテーション
認定歯科衛生士

現在、超高齢社会の進行に伴い、顎口腔機能異常や摂食・嚥下障害患者さんが増えており、専門的な口腔リハビリテーションが必要となっています。

日本口腔リハビリテーション学会では、このような患者さんに対応するために平成18年から口腔リハビリテーション認定歯科衛生士制度を設けています。

本学会員で歯科衛生士資格をお持ちの方は、認定歯科衛生士への申請を行い、口腔リハビリテーション認定歯科衛生士として活躍してみませんか。

申請書類は
日本口腔リハビリテーション学会HP
または下記まで



問い合わせ先

日本口腔リハビリテーション学会
事務局

〒170-0003 東京都豊島区1-43-9 駒込TSビル
一般財団法人 口腔保健協会内

Tel : 03-3947-8891
Fax : 03-3947-8341
HP : <http://www.jaor.jp/>

JAOR
The Japan Association of Oral Rehabilitation

口腔リハビリテーション
認定歯科衛生士

として
活躍してみませんか？



日本口腔リハビリテーション学会

口腔リハビリテーション 認定歯科衛生士 取得までの流れ



申請条件

- ★ 歯科衛生士免許を有すること
- ★ 通算5年以上の顎口腔機能のリハビリテーション、摂食・嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する臨床経験を有すること、またはそれと同等以上の経歴を有すること
- ★ 2年以上の会員歴
- ★ 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食・嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する活動を行っていること
- ★ 学会の学術大会に参加していること



入会



申請書類
提出審査



取得

- 認定委員会で審査
- 理事会で承認

- 口腔リハビリテーション
認定歯科衛生士証の交付



認定歯科衛生士規則(抜粋)

第1条 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食・嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する基礎的並びに臨床的な専門知識を有する歯科衛生士を育成し、国民に適切な医療を提供することを目的に日本口腔リハビリテーション学会認定口腔リハビリテーション歯科衛生士制度を設ける。

第8条 認定研修は、次のことを目的として構成されなければならない。
 (1) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食・嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する知識及び技能を修得する。
 (2) 他科からの要請に応じて適切な指示を与えることができる能力を養う。
 (3) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食・嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する分野の発展に寄与できる能力を養成、賦与する。

第9条 認定を受けた者は、5年ごとに更新を行わなければならない。



暫定制度

細則

第7条 平成18年1月1日から平成29年10月31日までとする。

第8条 暫定期間においては次の各号を満たすものに限り、口腔リハビリテーション歯科衛生士として認定する。

- (1) 日本国歯科衛生士免許を有すること。
- (2) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食・嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する臨床経験を有すること。
- (3) 学会員であること。
- (4) 学会の学術大会または認定医研修セミナー等に1回以上参加していること。
- (5) 5年以上の臨床経験を有すること。

● 本学会に入会し、口腔リハビリテーション認定歯科衛生士として活躍してみませんか？